

## 長崎市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者（以下「入居者」という。）に対し、生活援助員を派遣し、各種サービスを提供することにより、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を支援することを目的とする。

### (派遣対象者)

第2条 生活援助員の派遣の対象者は、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）の入居者とする。

### (サービスの内容)

第3条 生活援助員が行うサービスは、次の各号に掲げるものとし、必要に応じて提供するものとする。

- (1) 生活指導及び相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

### (生活援助員の要件)

第4条 生活援助員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること。
- (3) 高齢者の生活指導、相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。

### (生活援助員の義務)

第5条 生活援助員は、その業務を行うに当たっては、入居者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 生活援助員は、入居者の状況を記録した書類を月ごとに整理し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

### (委託)

第6条 市長は、入居者及び費用負担区分の決定を除き、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業を市長が適当と認める社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託するものとする。この場合において、法人等は第4条の要件を満たす生活援助員を法人等の職員より選考し、派遣するものとする。

2 法人等は、生活援助員が病気、休暇等により不在となる場合は、第4条に掲げる要件を満たす代替の職員を派遣するものとする。

(費用の負担)

第7条 入居者は、生活援助員の派遣に要する費用を負担するものとする。

2 前項の派遣に要した費用の負担金(以下「負担金」という。)は、別表のとおりとする。

3 入居者が、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)に居住を開始した場合又は居住を終了した場合において、その月の居住期間が1月に満たないときの当該月に係る負担金の額は、日割りにより計算する。

4 負担金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、負担金の額を決定し、又は変更したときは、入居者に対し、生活援助員派遣に係る費用負担金額決定(変更)通知書(別記様式)により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年長崎市告示第26号)

この要綱は告示の日から施行する。

附 則(平成19年長崎市告示第191号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

費用負担基準

利用者世帯の階層区分		入居者負担額 (1か月あたり)
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900